

第3章 貨物の判定

さて、前章で説明した規制の概要と判定品の仕様は把握できたと思います。では、判定項番選定の実践に入りましょう。この章の前半では皆さんが輸出する製品（システム品）、部品などを「本体」と称し、判定項番の選定について説明し、後半では判定項番選定の事例を紹介します。

なお、本体の内蔵品（第4章）、部分品及び附属品（第5章）、プログラム（第6章）などは後章を参照してください。

3. 1 本体の判定

3. 1. 1 名前から項番を選定する

Q3-1：前章では判定項番の選定は、「ずばり名前から」とありましたが、もう少し具体的にお願いします。

A3-1：判定すべき本体はカタログなどではどんな名前か、業界ではどう称されているか、確認してください。名前を特定したら輸出令別表第1の1～15項の貨物（以下「規制貨物」）から、くまなく探します。下図のように、法令では、社内や業界で馴染みのある用語と異なる用語が使用されている場合がありますので注意してください。

馴染みのある用語		法規制の用語
○○モニタ	↔	○○監視装置
○○ジェネレータ	↔	○○発生器
IC	↔	集積回路
...	↔	...

図3-1 用語の差異（例）

3. 1. 2 機能から項番を選定する

Q3-2：本体の名前が規制貨物名に見当たりません。非該当なのでしょうか？

A3-2：本体の名前と規制貨物名が一致するほうが稀です。いよいよ本体機能の出番です。本体はどんな機能をもつのか、何を実現するものなのか、特定してください。

たとえば、

○○を測定・分析・試験する装置

○○を発生・供給・制御する装置

のように特定し、規制貨物と照らし合わせます。

Q3-3：やっぱり、本体の機能を特定し判定項番を選定するのが一番オーソドックスな方法のように思えるのですが、選定の事例を挙げてください。

A3-3：章末の「3. 4 判定項番早見表」に、計測器を中心に装置の機能、用途を特定し、候補となる判定項番の事例を挙げましたので参考にしてください。なお、同表記載以外の判定項番もあり得ますのでご注意ください。